

公定価格に関するFAQ（よくある質問）

このFAQは、単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう、現行の幼稚園・保育所等における取り扱いを基に作成したものであり、今後詳細を検討していく過程で、随時その検討結果を反映させていくものです。追加・修正箇所には、セルに網掛けをしてあります。

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
1	○						基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P9
2		○					基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P9
3			○				基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P9
4				○			基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P9
5					○		基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P10
6					○		基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P10
7						○	基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P10
8	○	○	○		○	○	基本部分（配置基準）	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	P10
9	○	○	○		○	○	基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのか。【修正】	P11
10	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	P11
11	○	○	○		○	○	基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	P11
12	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。	P11
13	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	P12
14	○	○	○	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	P12

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
15	○		○				基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	P12
16	○	○	○		○	○	基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	P12
17	○	○	○		○	○	定員超過の場合の減額調整	定員超過が連続する過去2年度間継続する場合には、公定価格の減額調整が行われるとのことですが、この2年間はいつの時点からカウントされるのでしょうか。	P13
18	○		○				基本部分	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	P13
19	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の加算率はどのように算定するのか。	P13
20	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	キャリアアップの取り組みとは具体的にどのようなものか。	P13
21		○			○	○	所長（管理者）設置加算	所長（管理者）設置加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P13
22	○		○				副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	P13
23	○		○				副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	P13
24			○				学級編制加配加算	学級編制加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P14
25	○	○	○				3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P14
26	○		○				満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	P14
27	○		○				満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	P14
28	○		○				チーム保育加配加算	どういった場合にチーム保育加配加算の対象となるのか。	P14
29	○		○				チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。【修正】	P14
30	○		○				通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	P14
31	○		○				通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P14
32	○		○				給食実施加算	休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P15
33	○		○				給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	P15
34	○		○				給食実施加算	自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。	P15

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
35	○		○				外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	P15
36	○		○				外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。	P15
37	○		○				外部監査費加算	外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。	P15
38		○	○		○	○	休日保育加算	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	P15
39		○	○		○	○	休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	P16
40		○	○		○	○	夜間保育加算	夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P16
41						○	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
42				○	○	○	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
43					○	○	保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
44				○			家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
45				○	○	○	障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
46		○	○	○	○	○	減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのでしょうか。一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょうか。	P17
47		○	○	○	○		賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P17
48		○	○				調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	P17
49			○				調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。	P18
50			○				調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	P18
51			○				調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	P18
52		○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合に適用されるのか。	P18
53				○	○	○	調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	P18
54	○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P18

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
55	○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。【修正】	P18
56		○					主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P19
57	○	○	○				主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することはできるのか。また、代替教員や代替保育士は、他の業務と兼務することはできるのか。【修正】	P19
58	○	○	○				療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P19
59			○				事務職員雇上費加算	認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	P19
60		○					事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P19
61	○	○	○	○	○	○	冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P19
62	○	○	○	○	○	○	除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P19
63	○	○	○	○	○	○	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P20
64		○	○				入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
65	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
66	○	○	○	○	○	○	栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
67	○	○	○				小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
68	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
69	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	P21
70	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。【修正】	P21
71	○	○	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	P21
72	○	○	○	○	○	○	その他	公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案（詳細版）よりも詳しく示されないのか。	P21
73	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	P21
74	○	○	○	○	○	○	その他	月途中で入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	P21
75	○	○	○	○	○	○	その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。	P22

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
76	○	○	○	○	○	○	基本部分（定員区分）	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。	P22
77		○	○				基本部分（定員区分）	認定子ども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	P22
78			○				基本部分（定員区分）	認定子ども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。	P23
79		○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	公定価格において、施設が、土曜日に閉所する場合は定率調整されるとなっているが、半日の閉所の場合は、どのような調整がされるのか。また、まずは月1、2回の閉所から始めたいという場合はどのような取扱いになるか。	P23
80	○		○				基本部分（配置基準と学級編制との関係）	幼稚園や認定子ども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。	P23
81						○	公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	P24
82	○		○				公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格（基本分単価）に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）」とありますが、財政支援等（私学助成・就園奨励費・施設型給付）FAQ19番との関係も教えてください。	P24
83	○		○				公定価格	現在、不正行為等で一部保育費を減額しているような施設に対しても、みなし確認をして良いのでしょうか。また、みなし確認後、給付費を一部減額するということはできますか。	P24
84			○				減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。 （例：施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合）	P25
85		○	○		○	○	休日、夜間保育加算	休日、夜間保育は従前、保育対策促進事業補助金で組み込まれていましたが、加算で休日、夜間保育があるので補助金はなくなるのでしょうか。	P25
86	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算	処遇改善加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。	P25
87	○	○	○	○	○	○	通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	P26
88	○		○				給食実施加算	1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	P26
89	○		○				公定価格	公定価格FAQ Q12によると、「現行の保育所運営費における地域区分から変更がある市区町村については一定の経過措置を設ける予定」とありますが、認定子ども園（幼稚園）の場合の1号認定についても経過措置は適用されるのでしょうか。	P26
90	○	○	○	○	○	○	加算要件の確認等	処遇改善等加算の対象となるかどうかを確認し、認定する事務は市町村、都道府県どちらが行うのですか。その他の加算項目についても、都道府県が確認するのですか、それとも市町村が確認するのですか。	P26
91		○	○		○	○	休日保育加算	公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。	P27

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
92	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算の要件	処遇改善等加算の要件はどうなるのでしょうか。特に、現行の民改費や保育士等処遇改善臨時特例事業で課せられている要件との関係はどうなるのでしょうか。	P27
93	○	○	○				障害児受入の際の加算	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については加算措置がないのでしょうか。	P27
94	○	○					特例給付の公定価格	1号認定を受けた子どもが保育所で特例給付を受ける場合や、2号認定を受けた子どもが幼稚園で特例給付を受ける場合の、それぞれの給付単価や利用者負担額はどのようになるのでしょうか。	P27
95	○		○				基本部分、調整部分 (定員を恒常的に超過する場合)	平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」は、認定こども園を構成している幼稚園にはどのように適用されるのか。	P28
96	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。	P28
97	○	○	○				園長の兼務	園長(施設長)を一人の者が兼務していますが、この場合の公定価格の扱いはどのようになるのでしょうか。認定こども園、幼稚園、保育所とで違いはありますか。	P28
98		○	○		○	○	休日保育の利用者負担額	休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできますか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。	P28
99		○	○		○	○	休日保育の利用者負担額	常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日(例:店の定休日である火曜日が週休日)に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。	P29
100		○	○		○	○	休日保育加算	休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。	P29
101		○	○		○		基本単価と必要な職員配置	保育所や認定こども園(保育認定2号・3号)の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。	P30
102	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の経過措置の適用を受ける保育所においても、キャリアパス要件を満たしていない場合には、キャリアパス要件分を減額することになりますか。	P30
103	○	○	○				療育支援加算	療育支援加算は、年度途中で障害児を受け入れた場合でも対象になりますか。また、当該障害児が年度途中で退所した場合はどうなりますか。	P30
104	○		○				担当職員(教育補助者)の資格要件	幼稚園の教諭免許状は取得しているが教職についたことがない者をチーム保育を担当する教育補助者として配置する際に、免許状更新講習の修了確認期限を経過している場合は、配置の日までに免許状更新講習を受講・修了する必要がありますか。	P31
105		○	○		○	○	休日保育加算	ある施設が、自園に在籍する子どもだけでなく、平日は近隣市町村の別の施設を利用している子どもも受け入れて休日保育を実施する場合、休日保育にかかる給付金は、利用者数を按分した上で、利用者の居住するそれぞれの市町村が給付することとなるのでしょうか。	P31
106		○	○		○	○	休日保育加算	各市町村において休日保育の利用可能人数の上限を設定した場合でも、休日保育加算の対象となりますか。	P31
107	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	都道府県で行う処遇改善等加算の事務を政令市等に委ねる場合、どこまで委ねることができるのでしょうか。事務を委任する場合であっても、形式的に県に計画書や請求書を提出してもらう必要があるのでしょうか。	P32
108	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	市独自に処遇改善のための加算制度を設けている場合、賃金改善要件の判定において、どのように取り扱えばよいのでしょうか。	P32
109	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	臨時特例事業の対象となっていた保育所の特例が適用された場合、賃金改善要件分の加算率が軽減された結果、全体の加算率も下がることになるのでしょうか。	P32

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
110			○				処遇改善等加算	処遇改善等加算の賃金改善要件分における加算率や加算見込額の特例及び基準年度は、認定こども園にはどのように適用されるのでしょうか。	P33
111	○	○	○	○	○		減価償却費加算	減価償却費加算について、敷地内に複数の施設が存在し、施設整備費補助金を受けたものと受けていないものが混在している場合や、単一施設であっても新築部分と其後の増築部分で施設整備費補助金を受けた受けないが分かれている場合、どのような取扱いになるのでしょうか。	P33
112		○	○	○	○		賃借料加算	「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けた施設・事業については、賃借料加算は受け取れないのでしょうか。開設前の賃借料の補助は賃借料加算と重複しないのでしょうか。	P33
113	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	療育支援加算、事務職員雇上費加算、家庭的保育補助者加算など、職員の配置に係る加算については、当該職員の勤務時間が最低時間以上なければならない等の制限はありますか。	P34
114			○				基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	認定こども園において、主幹教諭等を専任化させるための代替保育教諭等として、常勤1名と非常勤職員1名を配置することとされていますが、非常勤職員を2人配置した場合に、減算調整は適用されるのでしょうか。また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合について、減算調整は適用されるのでしょうか。	P34
115			○				事務職員雇上費加算	認定こども園の事務職員雇上費加算は1号の利用者がいない場合には加算されないのでしょうか。	P34
116			○				土曜日に閉所する場合の減算・日割り計算	幼稚園型認定こども園で土曜日に閉所している場合も、その園を利用する2・3号認定子どもの公定価格については、「常態的に土曜日に閉所していることによる減算」が必要となるのでしょうか。また、日割り計算をする際、除する日数は25日となるのでしょうか。	P35
117				○	○	○	連携施設（経過措置期間中の減算）	家庭的保育事業等では、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）附則第3条の規定により、5年間は連携施設の設定をしなくても良いことになっていますが、この経過措置の間、公定価格は減算されることになるのでしょうか。	P35
118	○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	土曜日を常態的に閉所する場合の減算調整について、公定価格FAQ No. 79で「半日開所のケースは減算する」となっていますが、開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。また、半日開所のニーズしかない地域の場合、ニーズに合わせて半日しか開所しないことが考えられますが、この場合も減算の対象となるのでしょうか。	P35
119	○	○	○	○	○	○	その他	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算において、休日保育を行っている等により開所日数が通常よりも多い場合も、土曜日に恒常的に閉所している等により開所日数が通常よりも少ない場合も、どちらの場合も25日で除するということが良いのでしょうか。	P36
120	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	キャリアパス要件で必要となる「研修」は、どの程度のものであれば認められるのでしょうか。また、施設・事業所職員の能力評価とはどのようなもので、どのような内容が必要でしょうか。	P36
121		○	○				入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算における、高齢者等の範囲は高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、母子家庭等の母及び寡婦に限られるのでしょうか。	P36
122				○	○	○	減価償却費加算	家庭的保育事業等の減価償却費加算について、自宅の一部で保育を行う場合、家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であることというのは、自宅の名義が事業主でなければならないということが。また、名義に関して、親族等との共有名義である場合は、どうか。	P37
123	○	○	○	○	○		減価償却費加算	減価償却費加算の加算要件に、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付金を受けている施設から減価償却費加算の申請が出されてしまった場合、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないのか。	P37

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
124	○	○	○	○	○	○	賃借料加算	賃借料加算の加算要件に、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」とあるが、賃借料の前払いとして一部に国庫補助が充てられている場合（前払いすることで、例えば月額が100万円→50万円に軽減）、一部とはいえ補助を得ているので、加算の対象にならないと考えるのか。	P38
125	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどのようにすればよいのか。	P38
126	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのか。	P38

<以下、第11版において追加>

127	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	平均勤続年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか。	P39
128	○	○	○	○			減価償却費加算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのでしょうか。	P40
129			○				基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹教諭等の専任化をしていない場合とあるが、「主幹教諭等」としてどのような職種が対象になるのか。	P40
130	○	○	○				主幹教諭等専任加算/主任保育士専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件はどのようなものか。	P40
131	○	○					主幹教諭等専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「幼稚園型一時預かり事業」の要件はどのようなものか。	P40
132			○				調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適用することができないのでしょうか。	P40
133			○				調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」については、それぞれ1号認定子ども又は2・3号認定子どもが対象となるのでしょうか。	P40

	幼	保	認	家	小	事	居				
1	○								基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （園長） 1人 （幼稚園教諭） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人 ・ 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配 ・ 利用定員35人以下及び121人以上については、非常勤講師を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要）
2	○								基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （保育士） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を加配 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） ・ 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） ※ 教育・保育に従事する者に短時間勤務の職員を充てる場合の取扱いについては、N0.9を参照すること。
3	○								基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （園長） 1人 （保育教諭等） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤講師等を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） ・ 2・3号の利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）
4	○								基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （家庭的保育者） ・ 子ども3人につき1人 ※別途家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人まで （事務職員） 非常勤事務職員（家庭的保育者が兼務する場合、業務委託する場合は配置は不要（なお、定員3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象外）） （調理員等） 非常勤調理員（定員3人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は配置は不要（その場合は家庭的保育補助者加算は対象外））

	幼	保	認	家	小	事	居		
5					○			基本部分（配置基準）	<p>小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。</p> <p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （保育従事者） ・ 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 及び 左記に加えて1人を加配 ※上記の定数のうちA型は100%、B型は50%以上^(*)は保育士 （必要保育従事者数（整数化後（「No. 8」を参照））×1/2＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）） ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を加配 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員</p>
6					○			基本部分（配置基準）	<p>小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。</p> <p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （保育従事者） ・ 家庭的保育者 子ども3人につき1人（それぞれの家庭的保育者に補助者を配置する場合は5人） ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を加配 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員</p>
7					○			基本部分（配置基準）	<p>事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。</p> <p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 ・ 定員19人以下の小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所→「No. 5」の回答を参照 ・ 定員20人以上の事業所→「No. 2」の回答を参照</p>
8	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	<p>公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。</p> <p>配置すべき教育・保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数になります。 ※家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業を除く</p> <p><算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)}) + \{3\text{歳児数}^{(*)1} \times 1/20 (\text{〃})\}$ $+ \{1,2\text{歳児数}^{(*)2} \times 1/6 (\text{〃})\} + \{乳児数 \times 1/3 (\text{〃})\} = \text{必要教育・保育従事者数(小数点第1位を四捨五入)}$ (*1)1号認定こどもの場合満3歳児を含む。(※2)1号認定こどもの場合満3歳児は含まない。 ※子どもの年齢は年度の初日の前日における満年齢 ※認定こども園の場合は施設全体（1号～3号）の子どもの数を基に計算</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
9	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	<p>教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることのできるのか。【修正】</p>	<p>①短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の教育・保育従事者 次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任は原則常勤専任であること ・ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、最低2名）配置されていること ・ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の当該短時間勤務の者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること <p>②1日6時間以上かつ月20日以上勤務する教育・保育従事者 各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者についても①と同様に取り扱うこととします</p> <p>①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算することとします。</p> <p>＜常勤換算値を算出するための算式＞ 短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 ＝ 常勤換算値（小数点以下の端数処理を行わない）</p>
10	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	<p>公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。</p>	<p>公定価格における配置基準を上回る配置を行うことは可能です。また、公定価格における配置基準を下回る場合、幼稚園・認定こども園（1号認定）については、これまで私学助成において年齢別の幼稚園教諭等の配置基準の設定がなかったため、新制度施行後すぐに公定価格における配置基準を満たすことが困難な場合があることから、そのような場合に公定価格を調整することにより対応することとしています（認定こども園は1号と2・3号で等分して減算する）。この場合でも、幼稚園設置基準や認定こども園の認可・認定基準を満たすことが求められます。</p>
11	○	○	○		○	○		基本部分（年齢区分）	<p>子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。</p>	<p>公定価格における「年齢区分」については、各月初日の子どもの満年齢により区分しています。その上で、年度の初日の前日の満年齢が一つ下の年齢区分に該当する場合には、仮単価表上「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価が適用されることとなります。そのため、年度を通じて同一の単価が適用されることとなります。</p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月5日で満4歳となる子どもの場合 4月及び5月 → 年齢区分：「3歳児」の単価を適用 6月～翌3月 → 年齢区分：「4歳以上児」の単価を適用 <p>ただし、年度の初日の前日における満年齢は「3歳」となり、一つ下の年齢区分（3歳児）に該当するため、「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価（3歳児の単価と同額）を適用</p>
12	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	<p>地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。</p>	<p>地域区分ごとの市町村の一覧は、別添1を参照。なお、別添1に記載のない市区町村は「その他地域」となります。また、現行の保育所運営費における地域区分から変更がある市区町村については一定の経過措置を設ける予定としており、詳細は今後検討していきます。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
13	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	<p>他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。</p>	<p>他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用されます。また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うことになります。なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となります。</p>
14	○	○	○	○	○	○	○	基本部分	<p>「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる用途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。</p>	<p>公定価格の単価は、経営実態調査等に基づく費用の実態や現在の保育所運営費の単価設定などを基に積算しているものであり、各施設における人件費等の費用を全て積算どおりに支払わなければならないものではありません（個別の支出額に応じて単価を変更するものではありません）。なお、私立保育所に対しては委託費として支払われることから、その用途の取り扱いについて現行制度の対応等を踏まえて検討していくことにしています。</p>
15	○		○					基本部分	<p>基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。</p>	<p>学校教育を行うに当たり実際に主幹教諭又はそれと同等の立場の教諭が必要であることを前提に積算していますが、発令の有無を算定要件としているものではなく、減算されません。</p>
16	○	○	○		○	○		基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	<p>定員を超過して受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。</p>	<p>市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超過して受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超過して受入れをしている場合（連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には利用定員を見直すことが必要です。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。</p> <p>なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、NO. 17をご参照ください。</p> <p>※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化（都道府県等の認可権者の認可・届出等）も必要になります。</p> <p>また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び自治体向けFAQ第6版の参考資料をご参照ください。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
17	○	○	○		○	○		定員超過の場合の減額調整	定員超過が連続する過去2年度間継続する場合には、公定価格の減額調整が行われるとのことですが、この2年間はいつの時点からカウントされるのでしょうか。	いずれの施設においても「連続する2年度間」の起算点を、制度施行の平成27年度から又は施行後確認を受けた時点からとすることを予定しています。（よって、減算措置が適用されるのは、早いところで平成29年度からとなります。）ただし、現行の都道府県の私学助成における減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、現在既に認可定員を超過している私立幼稚園に対しては、施行当初から又は施行後確認を受けた時から減算を適用することも可能な取り扱いとしています。 ※平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」参照。
18	○		○					基本部分	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	35人以下の極めて小規模な園は、必ずしも年齢別の学級編制が行われない場合もあること、他方、大規模園は30:1（公定価格における4歳以上児配置基準）と35:1（幼稚園設置基準における原則的な学級編制基準の上限）の差が縮まるため、学級編制調整加配を行わなくとも必要な配置を満たすことが比較的容易と考えられるためです。
19	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の加算率はどのように算定するのか。	加算率は職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じて適用される加算率が段階的に上昇する仕組みとしており、具体的な算定方法は現在検討しているところです。そのため、現段階では、暫定的に以下の現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費における加算率の区分に当てはめて計算してください。 ＜民間施設給与等改善費＞ 施設・事業所に勤務する全ての常勤職員1人当たりの平均勤続年数 10年以上：12（％）、7年以上10年未満：10（％）、4年以上7年未満：8（％）、4年未満：4（％） ※質改善後の運営費を試算する場合は上記の加算率に+3（％）を加算 また、処遇改善等加算の単価を計算する場合は、単価に加算率の「数値」を乗じて算出してください。 例：加算率が10％の場合 「100円（単価）×10（加算率）＝1,000円」
20	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	キャリアアップの取り組みとは具体的にどのようなものか。	例えば、介護保険制度では、以下のうちいずれかを満たすこと及び職員に対してその内容を周知することを要件としており、こうした取り組みを参考に検討していきます。 ・職員の任用における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む）を定めている。 ・職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。
21			○				○	所長（管理者）設置加算	所長（管理者）設置加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	所長（管理者）が保育士等の配置基準とは別途配置されており、かつ以下の要件を満たしている場合に加算されます。 ・所長（管理者）が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設（事業所）の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合 ※ そのため、2以上の施設（事業所）と兼務し、所長（管理者）としての職務を行っていないものは欠員とみなして加算の対象にはなりません。
22	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	副園長又は教頭を置く場合には、学級担任をしているか否かにかかわらず、加算されます。
23	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	公定価格（基本分）における幼稚園教諭等の配置基準を満たした上で、別途副園長を配置する場合については、特段免許保有者の条件は課していません。

	幼	保	認	家	小	事	居			
24			○					学級編制加配加算	学級編制加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	学級編制加配加算は、幼稚園との整合性を踏まえ、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員が36人以上300人以下の施設の場合に加算の対象にすることにしています。
25	○	○	○					3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	3歳児の配置基準を15人につき1人としている場合に加算することを要件としており、実際に施設に配置されている幼稚園教諭、保育士、保育教諭数が、 ・ 「No.1～No.3」及び「No.8」で示した配置基準、計算方法について、3歳児の配置基準を20人ではなく15人として計算して算定された必要職員数以上となる場合に加算することにしています。
26	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	満3歳児の配置基準を6人につき1人とする場合に満3歳児のみに加算が適用されます。
27	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	満3歳児の受入れがされた時点からその年度内までの間について加算が適用されます。
28	○		○					チーム保育加配加算	こういった場合にチーム保育加配加算の対象となるのか。	低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合などにおいて、基本分単価で求められる教員数に、他の加算の認定を受けた場合はその加算により求められる教員数を加えた「必要教員数」を超えて教諭等を配置している場合に、その人数に応じて加算が行われることとなります。（利用定員の区分ごとに人数の上限があります。） なお、3歳児配置改善加算や満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算などの各種加配加算については、各園の実情に応じて必要な加算を選択できることとなります。
29	○		○					チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。【修正】	従前の幼稚園の教諭配置状況や私学助成からの円滑な移行を踏まえて、上限数を設定しています。（上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上240人以下は3人、241人以上270人以下は3.5人、271人以上300人以下は5人（平成27年は4人）、301人以上450人以下は6人（平成27年は5人）、451人以上は8人（平成27年6人）） なお、施設の判断でこの基準を上回る配置を行うことも可能であり、この場合の人件費は、上乗せ徴収等により賄うこととなります。
30	○		○					通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	必ずしも専任運転手の配置を要件としておらず、例えば、運行委託によることも可能です。
31	○		○					通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。

	幼	保	認	家	小	事	居			
32	○		○					給食実施加算	<p>休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。</p>	<p>休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して「週当たり実施日数」を算出してください（小数点第1位を四捨五入）。また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。</p>
33	○		○					給食実施加算	<p>外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。</p>	<p>給食の実施方法の別にかかわらず、給食を実施している場合には加算されます。その際の要件については、保育所における業務委託、外部搬入の際の要件を参考に検討していきます。</p>
34	○		○					給食実施加算	<p>自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。</p>	<p>給食実施に係る現実の費用（人件費）の実態を踏まえて平均的な額で設定しているため、給食の実施方法の別にかかわらず加算額は同額になります。</p>
35	○		○					外部監査費加算	<p>加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。</p>	<p>加算/減算はされません。本加算の金額は実際の費用の実態を踏まえて平均的な額として設定しています。</p>
36	○		○					外部監査費加算	<p>実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。</p>	<p>当年度の3月時点で、当年度会計について会計監査人による監査を受けていることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算されます。（例えば、当年度会計について、監査報告書の発行の時期は翌年度となりますが、当年度の3月時点で、監査法人等と監査実施契約を締結していることが確認できれば、当年度（当該会計年度）の3月分の単価に加算されることとなります。）</p>
37	○		○					外部監査費加算	<p>外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。</p>	<p>公認会計士等の外部監査を受けた私立幼稚園や認定こども園については、施設型給付の用途等に関する市町村等による会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、加算の前提となる職員配置等の事実関係の確認等は市町村が行うこととなります。</p>
38		○	○		○	○		休日保育加算	<p>他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。</p>	<p>休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子ども数も含まれます。なお、加算については、上記の延べ利用子ども数（平日に他の施設（事業）を利用する子どもを含む）に応じて適用される加算額を休日保育を実施する施設（事業）を利用する各月初日の子ども数（平日は他の施設（事業）を利用する子どもを含まない）で除して加算されることとなります。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居		
39		○	○		○	○		休日保育加算	<p>「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。</p> <p>「休日保育の年間の延べ利用子ども数」は、過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。また、実績が見込みを上回った（下回った）場合であっても、加算額の増額（減額）は行われません。なお、利用見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要があります。</p>
40		○	○		○	○		夜間保育加算	<p>夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。</p> <p>夜間保育加算については、夜間保育を専門的に行う施設（事業）として認可（認定）を受けた施設に加算されることになる。なお、保育所以外の施設・事業における具体的な要件等については、現在の夜間保育所の設置認可に当たっての要件を参考に検討していく予定です。</p>
41							○	休日保育加算 夜間保育加算	<p>居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようなになるのか。</p> <p>居宅訪問型保育事業の利用者が常態的に休日又は夜間に利用する場合に加算の対象とすることを予定しており、詳細は今後検討していきます。</p>
42				○	○		○	資格保有者加算	<p>資格保有者加算の加算要件はどのようなになるのか。</p> <p>資格保有者加算は家庭的保育事業及び小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算されます。また、小規模保育事業C型については、資格を有する人数に応じて加算が行われます。</p>
43					○	○		保育士比率向上加算	<p>保育士比率向上加算の加算要件はどのようなになるのか。</p> <p>保育士比率向上加算は小規模保育事業のB型及び同基準が適用される事業所内保育事業において、常態的に保育比率を3/4以上として保育を実施する場合に適用されます。また、その際の必要保育士数については「No.5」の回答に準じて以下のとおり計算します。 （*）必要保育従事者数（整数化後）×3/4＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）</p>
44				○				家庭的保育支援加算	<p>家庭的保育支援加算の加算要件はどのようなになるのか。</p> <p>家庭的保育支援者又は連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する事業所に加算されます。詳細については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙5.Ⅱ.4（1）をご確認ください。</p>
45				○	○	○		障害児保育加算	<p>障害児保育加算の加算要件はどのようなになるのか。</p> <p>障害児^{（*）}を受け入れる事業所において、障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。 （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
46			○	○	○	○	○	減価償却費加算	<p>保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのでしょうか。一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょうか。</p>	<p>減価償却費加算は、以下の要件全てに該当する施設を対象とします。 （ア）保育所等の用に供する建物が自己所有であること（注1） （イ）建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること （ウ）建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと（注2） （エ）賃借料加算の対象となっていないこと</p> <p>（注1）施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>（注2）施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えありません。</p> <p>①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>よって、注2①～③に全て該当する建物については、（ウ）に該当するもののできるので、（ア）、（イ）、（エ）の要件も全て該当している場合は、加算の対象とすることができます。 ※詳細は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご参照ください。 また、減価償却費加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。</p>
47			○	○	○	○		賃借料加算	<p>保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。</p>	<p>保育所の賃借料加算については以下の要件全てに該当する場合に加算されます。 （ア）保育所の用に供する建物が賃貸物件であること（注） （イ）（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること （ウ）「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと （エ）減価償却費加算（⑫）の対象となっていないこと （注）施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>また、賃借料加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。 保育所以外の賃借料加算の要件については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご確認ください。</p>
48			○	○				調整部分（分園の場合）	<p>分園の場合はどのように計算すれば良いのか。</p>	<p>分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算」、「所長設置加算」については、中心園と分園それぞれの定員区分を基に単価を計算します。その上で、分園については、その合計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、その他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
49			○					調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。	施設全体（1号～3号）の実配置数（常勤換算値）が基本分単価における保育教諭等の配置基準を下回る場合に、不足保育教諭等数＝年齢別配置基準－園全体の实配置数（常勤換算）で算定し、不足保育教諭等数を1号と2・3号で等分（1人不足している場合はそれぞれ0.5人ずつ）して減算することになります。 ※「No. 3、No. 8」の回答を参照
50			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	幼保連携型認定こども園の保育教諭については当分の間は経過措置が適用されるため、資格要件に係る減算は適用しないことにしています。この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3種類の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。
51			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	「No. 49」のとおり、この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3種類の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。国の示す基準では、幼稚園型認定こども園における2号認定こどもの保育については幼稚園教諭免許を保有する者とする特例及び保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園における学級担任については保育士資格を保有する者とする特例を設けていることから、その場合については調整の対象にはなりません。
52		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合に適用されるのか。	保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設（事業所）に適用されます。
53				○	○	○		調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	連携施設から受ける支援内容については、原則として全ての支援を受けることが想定されていますが、給食に関する支援や嘱託医による健康診断等に関する支援については、自園で調理する場合や事業所において直接医師に嘱託し健康診断等を実施する場合は不要であり、また、屋外遊戯場の利用に関する支援については、小規模保育事業所が十分な広さの屋外遊戯場を有していると認められる場合は不要とすることも可能にするなど、詳細については今後検討していきます。また、支援を受ける頻度については、小規模保育事業所の置かれている状況や支援の内容等を踏まえてご判断頂くこととなります。
54	○							主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。また、その場合は子育て支援活動費加算も対象になります。 ・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設 詳細は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご覧ください。
55	○							主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。 【修正】	主幹教諭以外に副園長、教頭、指導教諭を専任化させる場合も加算の対象となります。 なお、副園長及び教頭については幼稚園教諭免許状を有していない者についても、一定の条件の下、任用が可能となっており、本件専任化の対象とする場合も、免許の保有は要しません。

	幼	保	認	家	小	事	居			
56		○						主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合には加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
57	○	○	○					主幹教諭等/ 主任保育士専任加算	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することはできるのか。また、代替教員や代替保育士は、他の業務と兼務することはできるのか。【修正】	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当から離れて、指導計画の立案や地域の子育て支援活動等に専任できるようにするものですので、主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することは適当ではありません。なお、主幹教諭や主任保育士等が教育・保育に従事することを一切排除するものではなく、その役割を適切に果たす観点から、例えば、園運営の企画・調整、他の教諭や保育士等に対する指導・助言、学級担任やクラス担当等の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことを妨げるものではありません。 また、代替教員や代替保育士等についても、療育支援加算における主幹教諭や主任保育士等を補助する者をはじめ、同一の者が他の加算の対象職員となることはできません。なお、本来の業務に支障のない範囲で他の業務を行うことは差し支えありません。
58	○	○	○					療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	障害児を受け入れている施設で、主幹教諭等（幼稚園、保育所は主幹教諭等/主任保育士専任加算が適用されている施設）を補助する者（非常勤職員であって資格の有無は問わない）を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。また、以下の区分に応じて加算額が異なります。（加算はA又はBのいずれか） ・特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れている施設・・・A ・A以外の障害児（*）を受け入れている施設・・・B （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）
59			○					事務職員雇上費加算	認定こども園全体の利用定員が91人以上を満しているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	本加算は施設全体（1号～3号）の定員が91人以上の場合を加算の要件としており、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。
60		○						事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	以下の事業等のいずれかを実施する場合には加算が適用されます。なお、所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
61	○	○	○	○	○	○		冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	冷暖房費加算は、施設（事業所）の所在地により加算額が異なりますが、「1級地から4級地」については、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律1条第1号及び第2号」に掲げる地域となり、記載のない地域については「その他地域」の加算額が適用されます。
62	○	○	○	○	○	○		除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	除雪費加算は「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。

	幼	保	認	家	小	事	居			
63	○	○	○	○	○	○	○	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	降灰除去費加算は「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。（別添3を参照）
64			○	○				入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	高齢者等 ^(*) を非常勤職員として雇用（年間総雇用時間が400時間以上）し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合には加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設 (*) 高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦
65	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設（事業所）の。総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合には加算が適用されます。 なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。（1施設（事業所）当たり15万円が上限） (幼稚園の場合) ・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設 (幼稚園以外施設・事業の場合) ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設 詳細は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご覧ください。
66	○	○	○	○	○	○	○	栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	栄養士を活用して給食を実施する場合には加算の対象となります。なお、栄養士については雇用形態は問わず、嘱託する場合などについても加算の対象となります。（調理員として栄養士を雇用している場合も含まれます。）
67	○	○	○					小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	小学校との接続を見通した教育課程その他の教育・保育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合には加算を適用することを想定しており、具体的な加算要件は次のとおりです。（すべての要件を満たす必要があります。） i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 iii 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。 詳細は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご覧ください。
68	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をHP等で公表している場合には加算を行うこととしています。 詳しくは、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご覧ください。

	幼	保	認	家	小	事	居		
69	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	<p>第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。</p> <p>第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、その期間内において、1回限りの加算としています。</p>
70	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	<p>各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。【修正】</p> <p>加算の適否は、各月初日の状態で判断しますので、年度の途中や月の途中で加算の適否が変わる場合には、加算の適否が変更した日の属する月の翌月（月初日に加算の適否が変更となった場合には、その月）から単価が変更されます。ただし、自治体や事業者の事務負担に配慮し、加算の適否に変更がない場合において、国としては、毎月事業者が自治体に対して申請書を提出したり、自治体が事業者に対して加算要件の適合状況を確認したりすることを求めるものではありません。例えば、4月に加算の適用が認められれば、その後毎月申請書等を提出するのではなく、加算要件を満たさなくなった場合にその変更を踏まえた申請書を改めて提出することにより翌月から新しい単価を適用する取扱いも可能です。（この場合、指導監査により、事後的に各月の施設の状況と加算の適用状況の整合性について確認を行うこととなります。）</p>
71	○	○	○	○	○	○	○	加算部分2	<p>加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。</p> <p>算式に従い単価を計算した結果については、加算項目ごとに10円未満端数切り捨てとなります。</p>
72	○	○	○	○	○	○	○	その他	<p>公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案（詳細版）よりも詳しく示されないのか。</p> <p>「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の各加算の要件をご確認ください。</p>
73	○	○	○	○	○	○	○	その他	<p>給付費・委託費は毎月支払われるのか。</p> <p>給付費・委託費については、「各月初日の在籍児」に係る給付費等はその月中に支払い、「月途中での入退所」がある場合については、翌月の支給時（翌月初日の在籍児の支給時）に併せて支払うことを基本としています。</p>
74	○	○	○	○	○	○	○	その他	<p>月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。</p> <p>月途中での入退所があった場合については、以下により計算します。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て （教育標準時間認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（20日を超える場合は20日）÷20日 （保育認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（25日を超える場合は25日）÷25日</p>

	幼	保	認	家	小	事	居		
75	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他	<p>利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。</p> <p>給付費は、公定価格から市町村が定める利用者負担額を控除した額により支払われます（子ども子育て支援法附則9条）。徴収額を誤った場合や未納の場合、経過措置により低額の徴収を行う場合であっても市町村から給付費の額は変わりません（公費補填される仕組みではありません）。なお、徴収額を誤った場合や未納の場合は、施設・事業者において適正な金額を保護者から徴収してください。</p>
76	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	基本部分（定員区分）	<p>公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。</p> <p>利用定員です。</p>
77	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	基本部分（定員区分）	<p>認定こども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。</p> <p>2号・3号の合計定員の単価が適用されます。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
78			○					基本部分（定員区分）	<p>認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。</p>	後者となります。
79		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	<p>公定価格において、施設が、土曜日に閉所する場合は定率調整されるとなっているが、半日の開所の場合は、どのような調整がされるのか。また、まずは月1、2回の開所から始めたいという場合はどのような取扱いになるか。</p>	<p>常態的に土曜日に閉所する場合は公定価格の定率調整は、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用されます。 ご指摘の事例のように、園側の一方的な都合（考え）により隔週や半日閉所するという場合は、地域のニーズがないために閉園する場合に当たらないため、同様に土曜日閉所の減算の対象となります。</p>
80	○		○					基本部分（配置基準と学級編制との関係）	<p>幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。</p>	各年齢ごとの子どもの総数に対して各年齢ごとの職員配置基準を満たす必要があります。

	幼	保	認	家	小	事	居		
81							○	公定価格	<p>事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。</p> <p>3歳以上児の保育は、保育所又は認定こども園で行うことが原則ですが、必要に応じて、定員の範囲内で、特例給付を受けて事業所内保育事業を引き続き利用することは可能です。</p>
82	○		○					公定価格	<p>私学退職金団体の負担金は公定価格（基本分単価）に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）」とありますが、財政支援等（私学助成・就園奨励費・施設型給付）FAQ19番との関係も教えてください。</p> <p>公定価格の基本分単価の常勤職員の人件費については、引き続き都道府県による団体補助が行われることを前提に必要な退職金経費を賄うよう積算しているものです。</p>
83	○		○					公定価格	<p>現在、不正行為等で一部保育費を減額しているような施設に対しても、みなし確認をして良いのでしょうか。また、みなし確認後、給付費を一部減額するということができますか。</p> <p>私学助成で支給停止している園に、新制度では自動的に停止を引き継ぐことはできませんが、最終的には市町村が給付費を支給するかどうか判断することになります。例えば、新制度移行に際してみなし確認はするが、すぐ確認を取り消すという対応も考えられます。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
84			○					減算調整	<p>減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。</p> <p>また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。</p> <p>(例：施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)</p>	<p>認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることとなります。(2・3号は合計の定員)</p> <p>※例の場合は、2号と3号の超過率が143%(2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用)となっており、これが2年間連続で120%以上の場合には2・3号の公定価格全体を減算(120%未満の児童も含め)することとなります。(この場合は、1号の公定価格は、利用定員を超過しておらず、減算しません。)</p>
85		○	○		○	○	○	休日、夜間保育加算	<p>休日、夜間保育は従前、保育対策促進事業補助金で組み込まれていましたが、加算で休日、夜間保育があるので補助金はなくなるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
86	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算	<p>処遇改善加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。</p>	<p>保育士や幼稚園教諭だけでなく、事務職員や調理員等も対象となります。なお、勤続年数の算定は常勤職員のみで算定しますが、処遇改善は非常勤職員も対象となります。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居		
87	○	○	○	○	○	○	○	通園バス代の 実費徴収	<p>1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。</p> <p>通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。</p>
88	○		○					給食実施加算	<p>1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。</p> <p>1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日と考えます。保護者が弁当持参を希望し、給食を利用しない子どもが少数出る場合も実施日に含まれます。</p>
89	○		○					公定価格	<p>公定価格FAQ Q12によると、「現行の保育所運営費における地域区分から変更がある市区町村については一定の経過措置を設ける予定」とありますが、認定こども園（幼稚園）の場合の1号認定についても経過措置は適用されるのでしょうか。</p> <p>全ての認定区分及び施設・事業において経過措置を適用します。（従って、市町村の管内に所在する全ての施設・事業の地域区分は同一になります。）</p>
90	○	○	○	○	○	○	○	加算要件の確 認等	<p>処遇改善等加算の対象となるかどうかを確認し、認定する事務は市町村、都道府県どちらが行うのですか。その他の加算項目についても、都道府県が確認するのですか、それとも市町村が確認するのですか。</p> <p>処遇改善等加算については、従前の民改費等の運用も踏まえ、最終的には都道府県が確認する仕組みですが、一義的には確認権者たる市町村が取りまとめを行うこととし、具体的な都道府県と市町村間の事務分担は、各地域の実情に応じて決めて頂くようになります。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居		
91		○	○		○	○	○	休日保育加算	<p>公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。</p> <p>休日保育加算については、現行の休日保育事業を給付費等の加算として再整理したものであり、休日保育事業と同様に給食及び間食に係る費用を算定しています。</p>
92	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算の要件	<p>処遇改善等加算の要件はどのようなのでしょうか。特に、現行の民改費や保育士等処遇改善臨時特例事業で課せられている要件との関係はどのようなのでしょうか。</p> <p>要件や詳細については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「施設型給付等の支払いについて」（平成27年4月20日開催子ども・子育て支援新制度説明会資料3）をご覧ください。</p>
93	○	○	○					障害児受入の際の加算	<p>ご指摘のとおり、地域型保育事業において障害児を受け入れる場合には、障害児保育加算を設けることとしています。他方、認定こども園や幼稚園、保育所において障害児を受け入れた場合における財政支援については、既存の仕組みにより対応することとしています。具体的には、私立幼稚園については、私学助成の特別補助（特別支援教育経費）により対応することとし、保育所については従来通りの地方交付税措置により対応することになります。なお、認定こども園において私学助成や障害児保育事業の対象とならない障害児については、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）において対応することとします。これらの施設において、主幹教諭・主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等の療育支援を行う場合には、療育支援加算の対象となります。</p>
94	○	○						特例給付の公定価格	<p>「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）第3条及び4条において、規定されています。</p> <p>（参考）</p> <p>○1号認定子どもが保育所を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額は、1号認定の利用者負担額。 ・施設型給付費は、「保育所の2号認定（保育短時間認定）の単価（基本分）から給食材料費相当額を控除した額（加算部分、調整部分については、保育所と同様。）」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額。 <p>○2号認定子どもが幼稚園を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額は、1号認定の利用者負担額。 ・施設型給付費は、「幼稚園の1号認定の公定価格」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額。 <p>※なお、通常の教育時間を超える利用については、一時預かり事業（幼稚園型）による対応となる。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居		
95	○		○					基本部分、調整部分 (定員を恒常的に超過する場合)	平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」は、認定子ども園を構成している幼稚園にはどのように適用されるのか。 例外的・暫定的な利用定員設定及び公定価格の減算調整は、1号認定子どもについてのみ適用することを想定しています。具体的には、認定子ども園を構成している幼稚園の適用単価の設定・減算調整（都道府県の判断により、私学助成との整合性等を踏まえて独自に厳格に減算する場合の下限の設定を含む。）に当たっては、認定子ども園を構成している幼稚園部分全体の認可定員・実利用人員・基準適合定員に代えて、それぞれから2号利用定員を減じて得た人数を用いることとします。詳細は、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び自治体向けFAQの参考資料をご参照ください。
96	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。 処遇改善等加算を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事が定める日までに、必要書類を市町村長に提出することとしており、具体的には都道府県が定めるスケジュールによることとなります。また、制度施行時において加算の認定がなされていない場合については、事業者からの申請ベースで適用した上で、認定がなされた後に設定の効果を年度当初に遡及させることも想定されます。
97	○	○	○					園長の兼務	園長（施設長）を一人の者が兼務していますが、この場合の公定価格の扱いはどのようになるのでしょうか。認定子ども園、幼稚園、保育所とで違いはありますか。 幼稚園については、必置の職員である園長の人件費は基本分単価に含まれています。したがって、何らかの事情で園長が専任でない場合であっても公定価格上減算されることはありませんが、専任でない園長を置く幼稚園にあつては、原則として、副園長等の教員を1名追加して配置すること（幼稚園設置基準第5条第3項）とされており、当該教員分の人件費は公定価格上は算定されません。 認定子ども園については、いずれの類型ともに、幼保連携型認定子ども園に準拠し、幼稚園と同様の取扱いとなります（幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項備考第4号）。 他方、保育所については、所長を配置する場合には所長設置加算が適用されますが、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用されません。
98		○	○		○	○	○	休日保育の利用者負担額	休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできませんか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。 新制度においては休日保育を給付化することになりますので、休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、利用料を徴収することはできません。 なお、保護者のいずれもが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできます。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできません。 また、就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用することが考えられます。この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになります。 なお、休日の職員体制を充実させて休日保育を実施しているなど、公定価格による水準を超えて費用がかかる場合は、保護者の同意や私立保育所の場合は市町村への協議など、必要な手続きを経た上で、特定負担額や実費徴収により、水準を超える費用を徴収することも考えられます。

	幼	保	認	家	小	事	居			
99		○	○		○	○	○	休日保育の利用者負担額	<p>常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。</p>	<p>保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、保育の利用を妨げるものではありません。また、その場合、別途の利用料を徴収することはできません。</p>
100		○	○		○	○	○	休日保育加算	<p>休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。</p>	<p>日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられます。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居		
101			○	○			○		<p>基本単価と必要な職員配置</p> <p>保育所や認定こども園（保育認定2号・3号）の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。</p> <p>「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の各事業類型の「Ⅱ基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士（常勤）等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がなかったことから、配置基準に達していない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することとしています。</p> <p>また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的な要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。</p>
102		○	○	○	○	○	○		<p>処遇改善等加算</p> <p>処遇改善等加算の経過措置の適用を受ける保育所においても、キャリアパス要件を満たしていない場合には、キャリアパス要件分を減額することになりますか。</p> <p>キャリアパス要件に合致しない施設・事業所については、キャリアパス要件の区分の値（1%）を減じることになります。</p>
103		○	○	○					<p>療育支援加算</p> <p>療育支援加算は、年度途中に障害児を受け入れた場合でも対象になりますか。また、当該障害児が年度途中で退所した場合はどうなりますか。</p> <p>月の初日において障害児が1人以上利用している場合、仮に当該障害児がその後に退所した場合であっても、当該月以降、年度を通じて加算の対象となります。（例えば、4月当初は障害児の受け入れがなく、7月に障害児を受け入れ、当該障害児が10月に退所した場合、7月以降の9か月分が加算の対象となります。）</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
104	○		○					担当職員（教育補助者）の資格要件	幼稚園の教諭免許状は取得しているが教職についていない者をチーム保育を担当する教育補助者として配置する際に、免許状更新講習の修了確認期限を経過している場合は、配置の日までに免許状更新講習を受講・修了する必要がありますか。	当該者が、事業開始までに免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者の確認等の所定の手続きを行えなかった場合については、新制度への円滑移行の観点から、各市町村の判断により、地域の免許状更新講習の開講状況などを勘案のうえ、1年以内の一定期間内に所定の手続きを行うことを条件として、チーム保育の担当職員として配置を認めることを可能とします。
105		○	○		○	○		休日保育加算	ある施設が、自園に在籍する子どもだけでなく、平日は近隣市町村の別の施設を利用している子どもも受け入れて休日保育を実施する場合、休日保育にかかる給付金は、利用者数を按分した上で、利用者の居住するそれぞれの市町村が給付することとなるのでしょうか。	休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。 例えば、平日に他市町村の利用者が利用しない園において、休日保育のみ近隣市町村からも受入を行う場合、他市町村からの利用者も含めた「休日保育の年間延べ利用子ども数」による加算を施設所在地市町村が支払うこととなりますが、その休日保育費用相当分を居住地市町村との間で調整いただくことは差し支えありません。
106		○	○		○	○		休日保育加算	各市町村において休日保育の利用可能人数の上限を設定した場合でも、休日保育加算の対象となりますか。	休日保育加算は、各施設・事業者が利用可能人数の上限を設定している場合であっても、「休日保育の年間のべ利用子ども数」に応じた加算の対象となります。なお、各市町村においては、休日保育に対するニーズを満たすよう取組みが求められます。

	幼	保	認	家	小	事	居			
107	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>都道府県で行う処遇改善等加算の事務を政令市等に委ねる場合、どこまで委ねることができるのでしょうか。事務を委任する場合であっても、形式的に県に計画書や請求書を提出してもらう必要があるのでしょうか。</p>	<p>処遇改善等加算について、申請内容の確認等の事務を市町村に委任することは可能ですが、確認・取りまとめの具体的な程度については、都道府県と市町村の間で決定していただくことになります。</p>
108	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>市独自に処遇改善のための加算制度を設けている場合、賃金改善要件の判定において、どのように取り扱えばよいでしょうか。</p>	<p>賃金改善要件については、市独自に加算制度を設けている部分を除いて判定していただくこととなります。</p>
109		○	○	○	○	○	○	○	<p>臨時特例事業の対象となっていた保育所の特例が適用された場合、賃金改善要件分の加算率が軽減された結果、全体の加算率も下がることになるのでしょうか。</p>	<p>経過措置の適用により、賃金改善要件分の加算率が軽減された分は、基礎分に加えることとなりますので、全体の加算率が下がることはありません。 (例) 平均勤続年数4年の場合 26年度…民改費(8%) + 処遇改善事業分(1%) = 9% 27年度…基礎分(6%) + 賃金改善要件分(3%) = 9% →経過措置適用後…基礎分(8%(6%+2%)) + 賃金改善要件分(1%(3%-2%)) = 9%</p> <p>詳細は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付け府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号3府省連名通知)及び「施設型給付等の支払いについて」(平成27年4月20日開催子ども・子育て支援新制度説明会資料3)をご覧ください。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
110			○					処遇改善等加算	<p>「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付通知）の1（1）ただし書の保育所における賃金改善要件分における加算率や加算見込額の特例及び基準年度は、認定こども園にはどのように適用されるのでしょうか。</p>	<p>「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付通知）の1（1）ただし書の保育所における賃金改善要件分率の経過措置及び2（1）（ア）①（b）の平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度を賃金改善の起点とする措置は、保育所型認定こども園に適用されます。また、2（1）（イ）①のただし書きの私立幼稚園に係る賃金改善要件額の特例は幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に適用されます。その際、幼保連携型認定こども園については、基準年度（新制度移行の前年度）における私学助成等及び保育所運営費による収入額が公定価格による見込み額から賃金改善要件分に係る加算見込み額を控除して得た額を上回っている場合は、当該加算見込額を含む公定価格による見込額から当該私学助成等及び保育所運営費による収入額を控除して得た額を加算見込額とすることができることとなります。</p>
111		○	○	○	○	○		減価償却費加算	<p>減価償却費加算について、敷地内に複数の施設が存在し、施設整備費補助金を受けたものと受けていないものが混在している場合や、単一施設であっても新築部分とその後増築部分で施設整備費補助金を受けた受けなが分かれている場合、どのような取扱いになるのでしょうか。</p>	<p>減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていないものが対象となります。したがって、同じ敷地内に施設整備費の国庫補助を受けた施設と受けていない施設が混在する場合、補助金を受けていない施設については、加算要件に該当する場合には、加算の対象となります。また、同じ敷地内に保育所の他に別棟で給食室等を建設した場合は単一の保育施設とみなされますので、国庫補助金の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象となりません。他方、新築部分と増築部分で施設整備費補助金を受けた、受けなが分かれている場合であっても、当該施設としては施設整備費の国庫補助を受けていますので加算の対象とはなりません。ただし、施設整備費等国庫補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、老朽化等を理由として改修等が必要と市町村が認める場合であって当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと等の要件に該当する場合には、この限りではありません。</p>
112		○	○	○	○			賃借料加算	<p>「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けた施設・事業については、賃借料加算は受け取れないのでしょうか。開設前の賃借料の補助は賃借料加算と重複しないのでしょうか。</p>	<p>「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助事業については、事業開設後の賃借料にも充てられることから、当該補助を受けている期間中は賃借料加算の対象とはなりませんが、当該国庫補助事業による補助がなくなった翌月分からは委託費や地域型保育給付等の中で賃借料加算を支払うこととなります。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
113	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	療育支援加算、事務職員雇上費加算、家庭的保育補助者加算など、職員の配置に係る加算については、当該職員の勤務時間が最低何時間以上なければならない等の制限はありますか。	加算の趣旨が実現される勤務実態となっているかどうか踏まえ、各市町村において適切に認定を行っていただくようお願いいたします。
114			○					基本部分調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	認定こども園において、主幹教諭等を専任化させるための代替保育教諭等として、常勤1名と非常勤職員1名を配置することとされていますが、非常勤職員を2人配置した場合に、減算調整は適用されるのでしょうか。また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合について、減算調整は適用されるのでしょうか。	認定こども園については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙3のⅣの1.（1）に示す事業等を複数実施した上で、主幹教諭等を専任化させるための代替教諭等として常勤職員1名及び非常勤職員1人の配置を求めており、配置が満たされない場合は、減算調整が適用されることとなります。質問の事例でいえば、常勤職員1人の配置が満たされないため、当該常勤職員分の減算調整のみが適用されることとなります。また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合については、1号部分及び2・3号部分のそれぞれから減額調整が行われることとなります。
115			○					事務職員雇上費加算	認定こども園の事務職員雇上費加算は1号の利用者がいない場合には加算されないのでしょうか。	事務職員雇上費加算は、認定こども園全体の利用定員（1号～3号全て）が91人以上の施設である場合に1号認定子どもにつく加算ですので、1号認定子どもがいない認定こども園では加算されません。なお、加減調整部分における1号認定子どもの利用定員を設定しない場合の費用の調整により、2、3号子どもの基本分単価に事務職員雇上費加算に相当する額を含めております。

	幼	保	認	家	小	事	居			
116			○					土曜日に閉所する場合の減算・日割り計算	幼稚園型認定こども園で土曜日に閉所している場合も、その園を利用する2・3号認定子どもの公定価格については、「常態的に土曜日に閉所していることによる減算」が必要となるのでしょうか。また、日割り計算をする際、除する日数は25日となるのでしょうか。	幼稚園型認定こども園の公定価格についても、保育所等と同様、土曜日開所が前提となっています。このため、月を通じて常態的に土曜日に閉所する場合は、「常態的に土曜日に閉所していることによる減算」が適用されます。また、日割り計算をする際にも、2・3号認定子どもの場合は25日を用いることとなります。
117				○	○	○		連携施設（経過措置期間中の減算）	家庭的保育事業等では、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）附則第3条の規定により、5年間は連携施設の設定をしなくても良いことになっていますが、この経過措置の間、公定価格は減算されることになるのでしょうか。	家庭的保育事業等は、連携施設を設けることが要件となっており、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されています。このため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設定がなされていない場合には、減算の対象となります。なお、連携施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第1項各号に掲げる全ての連携協力が確保されたものであることとします。
118		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	土曜日を常態的に閉所する場合の減算調整について、公定価格FAQ No. 79で「半日開所のケースは減算する」となっていますが、開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。また、半日開所のニーズしかない地域の場合、ニーズに合わせて半日しか開所しないことが考えられますが、この場合も減算の対象となるのでしょうか。	公定価格上、2・3号認定子どもを受け入れる施設については、土曜日も含め、基本的に11時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、開所時間が11時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となります。ただし、地域のニーズに合わせて土曜日において必要とされる時間（例えば午前中のみ）のみ開所する場合や、利用希望の時間帯がない特定の土曜日において必要とされる時間だけ開所する場合は、これらを常態的に行う場合であっても減算の対象となりません。

	幼	保	認	家	小	事	居						
119			○	○	○	○	○	○	○	○	その他	<p>保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算において、休日保育を行っている等により開所日数が通常よりも多い場合も、土曜日に恒常的に閉所している等により開所日数が通常よりも少ない場合も、どちらの場合も25日で除するということが良いのでしょうか。</p>	<p>保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算においては、実際の開所日数に関わらず、25日で除していただくこととなります。詳しくは、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付通知）第2をご参照ください。</p>
120			○	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	<p>キャリアパス要件で必要となる「研修」は、どの程度のものであれば認められるのでしょうか。また、施設・事業所職員の能力評価とはどのようなもので、どのような内容が必要でしょうか。</p>	<p>施設・事業所職員の職位、職務内容等に応じた研修（所長研修、主任保育士研修など職位に応じた研修、或いは職務内容に応じた研修など）を実施、又は研修の機会を確保していればよく、研修内容は、社会通念上、明らかに職員の研鑽目的でないものを除き、施設の実情に応じて取り組んでいければ認められるものになります。また、能力評価については、個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行うなどが考えられます。施設・事業所の職員が業務や能力に対する自己評価をし、その認識が事業者全体の方向性でどのように認められているのかを確認し合うことが重要であり、この趣旨を踏まえて適切に運用されているのであれば、要件を満たしていると考えられます。</p>
121			○	○							入所児童処遇特別加算	<p>入所児童処遇特別加算における、高齢者等の範囲は高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、母子家庭等の母及び寡婦に限られるのでしょうか。</p>	<p>精神障害者（精神保健及び精神障害者法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）なども考えられます。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
122				○	○	○		減価償却費加算	<p>家庭的保育事業等の減価償却費加算について、自宅の一部で保育を行う場合、家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であることというのは、自宅の名義が事業主でなければならないということか。</p> <p>また、名義に関して、親族等との共有名義である場合は、どうか。</p>	<p>加算要件に「自己所有であること」としていますので、原則として、自宅の一部を改修して保育を行う場合であっても、建物の名義が事業主でなければ、減価償却費加算の対象とはなりません。</p> <p>ただし、家庭的保育事業等は、保育者の居宅等を保育の提供場所としている場合もありますので、建物が配偶者や生計を一にしている者の名義であるなど、社会通念上、要件の主旨に反しないと判断される場合は加算要件を満たしているものとして差し支えありません。</p>
123		○	○	○	○	○		減価償却費加算	<p>減価償却費加算の加算要件に、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。</p> <p>また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付を受けている施設から減価償却費加算の申請が出されてしまった場合、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないのか。</p>	<p>加算要件（ウ）における「国庫補助金」には、地方単独補助金は含まれませんが、減価償却費加算の趣旨に鑑み、地方単独補助金と二重交付とならないよう、市町村判断で加算の認定をしないという判断も可能です。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居			
124		○	○	○	○	○	○	賃借料加算	賃借料加算の加算要件に、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」とあるが、賃借料の前払いとして一部に国庫補助が充てられている場合（前払いすることで、例えば月額が100万円→50万円に軽減）、一部とはいえ補助を得ているので、加算の対象にならないと考えるのか。	賃借料の支払い方法により、加算の適用期間が変わるのは、公平性の観点から好ましくありませんので、国庫補助の対象期間内は、賃借料加算の対象外となります。従って、例えば、年間賃借料1,200万円（月額100万円）に対して、国庫補助として1/2（600万円）が補助された場合、年度当初に前払いとして国庫補助600万円を一括で支出し、月額賃借料が50万円に軽減されたとしても、国庫補助が対象としている1年間は、国庫補助を得ているものと考えますので、加算の対象外となります。
125	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどのようにすればよいのか。	加算見込額の算式における「処遇改善等加算の単価の合計額」の算定に当たっては、実際の加算額と極力近い値となるよう見込む必要があります。従って、「常態的に土曜日に閉所する場合」など、処遇改善等加算に関連する各調整部分についても、加算見込額の正確性を高めるために、調整部分のうち処遇改善等加算部分を算出し、以下の算式で導かれる値を加算見込額から減算することになります。 【「常態的に土曜日に閉所する場合」の加算見込額算定上の算式】 { (⑦処遇改善等加算+⑨3歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分+⑪夜間保育加算のうち処遇改善等加算部分) ×賃金改善要件分の加算率÷処遇改善加算の加算率} × ○/100 (※○/100は、各定員区分によって決定)
126	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのか。	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準（平成27年内閣府告示第49号）第14条の定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、10円未満であった場合は、小数点第1位を切り捨てすることとします。 例：認定こども園、各月初日の利用子ども数：35人 療育支援加算の処遇改善等加算の単価の求め方 120÷35=3（小数点第1位切り捨て）

	幼	保	認	家	小	事	居			
130	○	○	○					主幹教諭等専任加算/主任保育士専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件はどのようなものか。	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと」との要件については、地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業等）や私学助成による子育て支援活動等を実施していることのみを意味するものではなく、各園や地域の実情に応じて、教育・保育に関する相談・情報提供や、子どもと保護者との登園の受入れ、保護者同士の交流の機会の提供等の取組など地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行って行けば、要件を満たすものと取り扱って差し支えありません。（「主幹教諭等専任加算等の取扱いについて」（周知）平成28年3月4日 事務連絡を参照）
131	○		○					主幹教諭等専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「幼稚園型一時預かり事業」の要件はどのようなものか。	幼稚園型一時預かり事業を実施している幼稚園等において、地域の預かりニーズを適切に踏まえながら、幼稚園型として非在園児の預かりを行っており、一般型一時預かり事業を実施する場合のニーズに一定程度対応していると認められる場合には、幼稚園型一時預かり事業と一般型一時預かり事業の双方を実施しているものとして取り扱って差し支えありません。（「主幹教諭等専任加算等の取扱いについて」（周知）平成28年3月4日 事務連絡を参照）
132			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適用することができないのでしょうか。	認定こども園において、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の減算が適用される場合でも、専任代替教諭等の配置が行われているのであれば、主幹保育教諭等の専任化や規定される複数の事業をしていないことをもって、加算を取得できなくなることはありません。 なお、代替保育教諭等の配置が行われていない場合にも、これにより直ちに加算が全く取得できなくなるわけではなく、加算分（例：チーム保育加配加算）として位置付けている人員の一部又は全部を代替保育教諭等として充当し、基本分単価において充足すべき職員数を満たすことが確認でき、さらに加算の対象となる追加分の配置があれば、それに応じた加算の算定は可能です。（「主幹教諭等専任加算等の取扱いについて」（周知）平成28年3月4日 事務連絡を参照）
133			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」については、それぞれ1号認定子ども又は2・3号認定子どもが対象となるのでしょうか。	これらの事業の実施については、認定こども園全体で一般型一時預かり事業や障害児に対する教育・保育の提供を行えば、1号認定子ども及び2・3号認定子どもの区分の双方について当該事業を実施していると取り扱います。